	条例	」見 直	. L	調	書				
				作	成 年	度	平成 20	年度	
条 例 名	ポスター掲示場に	関する条例							
条 例 番 号	昭和 57 年神奈川県	条例第 55 년	를	法	規	集	第1編第	2 章第 ′	節
所管部局室課	総務部市町村課								
条例の概要	公職選挙法第 14					-		会議員選	挙にお
ける選挙運動用のポスター掲示場の設置等について定めている。									
視点	検	討 内	容				備	考	
必要性	公職選挙法は、			-					
現在でも	とともに、候補者					-			
必要な条	手段として選挙運動 制度を採用している								
例か。	から、県議会議員								
	ており、これを定め	_							
有効性	本条例に基づき、					パス	平成 19 年頃	農議会議	員選挙
現行の内	ター掲示場が設置で						におけるポ		
次11の内 容で課題	スターを掲示してる	おり、選挙	運動の	機会均	匀等の)確	の設置数		
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	保に有効に機能して	ている。						12,20	4 箇所
きるか。									
検 <u> </u>	10-6-10-10	- +n	<u> </u>	75.1					
│ │ 効率性	ポスター掲示場の		_			_			
現行の内	│村の選挙管理委員会 │ は、市区町村におり								
容で効率	減ずることができる								
的といえ		J C O C ()	J 、 X/J-	1- 13 (200.0	0			
3 h'.									
基本方針適	公職選挙法に基づ								
合性	ポスターの掲示場(あり、	県			
県政の基	の基本方針と齟齬で	をきたすもの	Dでは7	ない。					
討 本的な方									
針に適合									
している									
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \									
適法性	○								
憲法、法									
令に抵									
触しな									
いか。									
その他									
		70					#± ÷¬		·古
見 改正・廃止の必要はない。		理由				特記	,	項	
日に対正・廃止の	現行条例の運用上の課題は 見受けられず、現時点では改								
b		見受けられり、現時点では以 正・廃止の必要はない。							
灬 果 改正・廃止を	検討する。	业 1先工(· / XU· X	<i>ح</i> ،ح۷	10				
次回見直し予定	平成 25 年原		見直	し規定	E の有	無	有	(無))
	,	-	1						